

事務連絡  
令和4年4月12日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

新たな特殊車両通行制度である特殊車両確認制度について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月27日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）のうちあらかじめ国の登録を受けた車両（登録車両）については、従来の許可申請手続に代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し通行できる制度が新たに創設され、令和4年4月1日より施行されました。

国土交通省より周知依頼があり、当制度のリーフレットが提供されましたので、貴会会員企業の皆様へ周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

（添付資料）

別添 （国交省提供）新たな特殊車両通行確認制度の案内について

【担当】事業部 山中  
TEL : 03-3551-9396  
FAX : 03-3555-3218  
E-mail : [jigyo@zenken-net.or.jp](mailto:jigyo@zenken-net.or.jp)